

令和元年5月31日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和元年5月31日（金） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 25 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 26 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	5 番 水場 守信
8 番 亀山 博司	9 番 今井 満	10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀
12 番 本末 満	14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	17 番 西田 小百合
19 番 北村 正次			

欠席委員

4 番 倉本 寛	6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	13 番 灰原 松二
16 番 土井 光弘	18 番 石田 尚則		

事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和元年第5回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、8番 亀山委員、9番 今井委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、4番 倉本委員、6番 向井委員、7番 林委員、13番 灰原委員、16番 土井委員、18番 石田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付した議案書のほかに、本日、資料1「呉市農林担当課との情報交換について」及び「JAくれだより」第66号を配付しています。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、倉橋町字中大迫〇〇〇〇番、ほか1筆、地目は畑、面積は合計で4,680㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により、譲受人に所有権を移転、譲受人は、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。

営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。

経営面積につきましては、申請地だけで約46アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしております。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員 : 5番 水場です。譲渡人が高齢で耕作できないために、譲受人が買って耕作するということで、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、蒲刈町向字細迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は963㎡の農振農用
地区域内の農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、遠距離で労力不足により耕作困難なため、譲受
人の要望により無償贈与し、所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲受け、農業
経営の規模拡大を図るものです。

営農計画につきましては、果樹を作付けする予定です。

経営面積につきましては、自作地と申請地を合わせると16アールありますので、蒲刈
地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。譲受人は、実家の畑を耕作するために譲り受けるということで、問
題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、豊浜町大字豊島字小条〇〇〇〇番〇、外3筆、地目は畑、面積は合計
で1,730㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、遠距離で労力不足により耕作困難なため、譲受
人の要望により、売買により所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲受け、農業
経営の規模拡大を図るものです。

営農計画につきましては、果樹を作付けする予定です。

経営面積につきましては、自作地、及び小作地だけで、約49アールありますので、豊
浜地区の下限面積30アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員：12番 本末です。譲受人は81歳と高齢ですが、写真の右側は全部自分の畑で、隣の

畑を荒らしておくより、自分でつくるほうが次の世代に引き継ぐことができると思います。譲り受けるもので、また、パワーショベルも自分で使えることから大丈夫だと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町大字女子畑字青木原〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は12㎡の第2種農地です。

転用目的は、墓地として利用するものです。

規模等は、墓2基を整備する計画です。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要ですが、墓地、埋葬等に関する法律による許可が必要となり、許可申請済みで、本日付けで許可予定とのことです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。自宅の前の田んぼを造成してに墓をつくるということで、やむをえないと思います。よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は「墓地、埋葬等に関する法律」の許可に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は墓地の許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：つぎに、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、仁方町字戸浜〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で795.61㎡の第2種農地です。

転用の目的は、資材置場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、砂、石、足場鋼管などを置くための資材置場を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。申請地は仁方港を望むところの線路の手前の土地で、譲受人は資材置場として使いたいということで、現地も確認できており、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字渡樋元〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は82㎡の第2種農地です。

転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、隣接地を併用して、一般住宅1棟及び駐車場1区画を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に一般住宅及び駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。譲受人は仕事の都合で中古住宅を購入されるということで、写真にもありますように、かなり前に増築されていて農地の上に建物が建っている状態で、やむをえないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

上田委員：申請地積が82㎡で、住宅地積が81.70㎡となっている。転用計画に隣接地を併用とあるが、隣接地は転用されているのか。

事務局：隣接地は宅地で、申請地と隣接地にまたがって家が建っています。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町波多見10丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は225㎡の第2種農地です。

転用の目的は、駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。

規模等につきましては、駐車場5区画を整備する計画です。

関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。まわりにも家が建っており、駐車場はやむをえないと思います。ご審議よろしくをお願いします

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番と5番は譲受人が同一で、関連する案件ですので、一括してについて事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番と5番の申請地は、川尻町上畑〇〇〇番〇、外1筆、地目は田、面積は合計で2,146㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル311枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発行為及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。現地は野呂山道の途中にあり、ひらけたところで、太陽光発電にはもってこいだと思います。排水は、写真の手前側に水路が通っており問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、4番と5番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは4番と5番は、許可と決定します。

議長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、川尻町上畑〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計で2,281㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発行為及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。先ほどの案件の隣接地で、手前に水路があり、排水の方は問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：7番について事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計で217㎡の第2種農地です。

転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、一般住宅1棟、駐車場2区画を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に資材置場として利用されているため、

農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。

関係法令については、「都市計画法」による開発行為及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。農振農用区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は安浦の中心部から車で5分程度のところにあり、数ヶ月前に道路を挟んだ向かい側で宅地の5条申請がありました。すでに資材置場ということで砂利が敷かれており、やむをえないと思いますし、排水も下水が通っており問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の6ページから8ページをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、6ページから7ページの農地法第4条の規定による届出が4件、8ページの農地法第5条の規定による届出が3件、計7件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：そのほか、事務局から説明事項はありますか。

事 務 局：4月総会で質問があった件につきまして、ご報告させていただきます。農林水産課事業計画のオリーブ、レモン、広カンランなどの予算の内訳ですが、広カンラン20万7千円、レモン140万円、オリーブが180万円です。平成30年度の決算見込額は、農林水産課6億1676万3千円、農林土木課8億6333万6千円です。農林担当課との情報交換は、資料1のとおり年3回行いたいと思います。

5月総会後に、下限面積についての研修会を行う予定にしておりましたが、欠席された委員が6名いますので、6月総会終了後に1時間程度行いたいと思います。下限面積は平成21年に変更してから10年経ち、今年度、農家の方に意向調査をし、地区会などで推進委員さんを交えて協議して、見直しをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

本 末 委 員：農家に対して下限面積を調査する意味がわからない。下限面積を下げて、外の地区から入りやすいようにしたい。

事 務 局：下限面積はその地区の農業経営面積であり、農業経営面積が小さいと農業経営が成り立ちません。研修会を通じて、委員の皆様と協議していきたいと思います。

池 田 委 員：耕作面積を増やすには、下限面積の見直しをするより、生産者農家のやる気をいかに起こさせるかが大切だと思います。

事 務 局：いろいろなご意見があると思いますが、現状は3種類の下限面積があり、その数字を決めるために調査をしていこうということで、一緒に勉強しながら、ご協力いただければと思います。

議 長：そのほか、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和元年第6回総会は、6月26日 水曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和元年第5回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時10分)